

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県人事委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成27年4月10日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 太 田 眞 晴
同 古 沢 時 衛
同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成26年11月18日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第14号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち人事委員会分1箇所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
人事委員会事務局総務課	平成26年9月22日（平成26年8月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県チャレンジ早期卒試験に係る試験問題集の貸与等委託（契約金額2,635,500円）の契約の締結に当たり、会計局長通知により例外的に遡及条項を設けることを認められた要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定していた。これにより、契約締結日には既に業務が完了し履行確認が行われていた。	不適切事項については、契約に係る関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。